

NPO 法人の設立について

法人の要件と手続き

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

このNPO法に基づき、所轄庁の認証を受けて設立した法人が、特定非営利活動法人（NPO法人）です。法人格を有することにより団体名義での契約締結や土地の登記などができるようになるほか、代表者や役員が変わっても事業の継続性が高まるなどのメリットがあります。その一方、総会の開催や毎事業年度終了後の事業報告書の提出、情報公開などの義務も課せられます。

NPO法人を設立しようと思ったら、まず、ご相談ください。

香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3174 FAX 087-831-1165

Eメールアドレス kenmin@pref.kagawa.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/top.html>

法人となるための要件は何ですか？

- 1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
- 2 営利を目的としないものであること。
- 3 社員(※1)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- 4 役員(※2)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- 7 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 8 10人以上の社員を有するものであること。

「特定非営利活動」とは、次の①及び②をともに満たす活動をいいます。

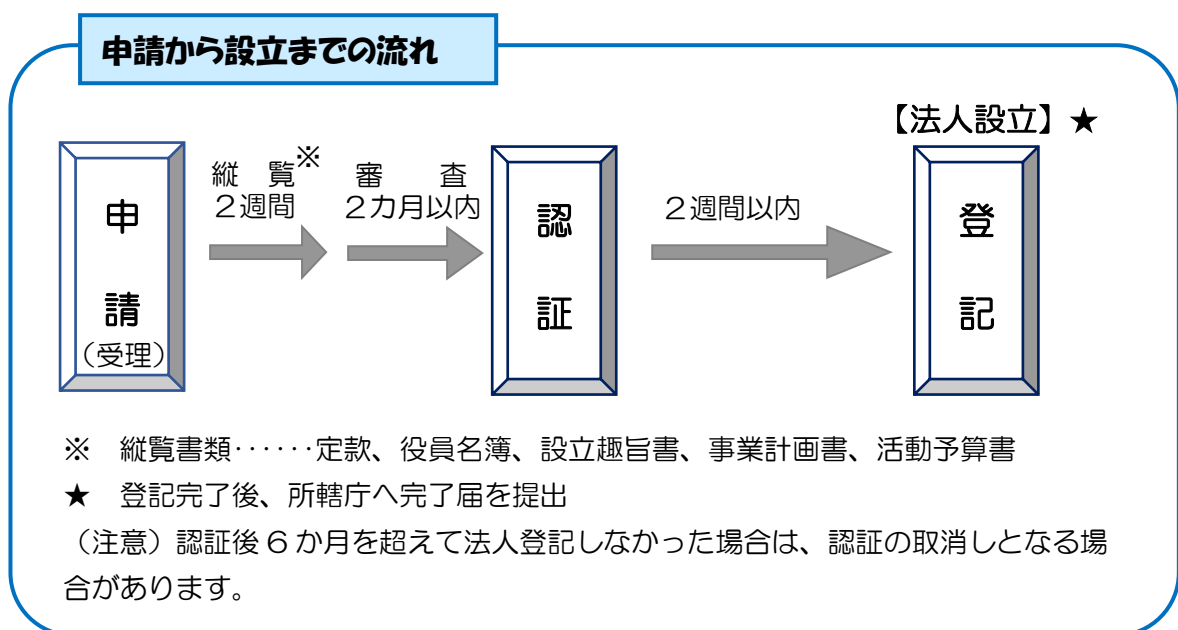
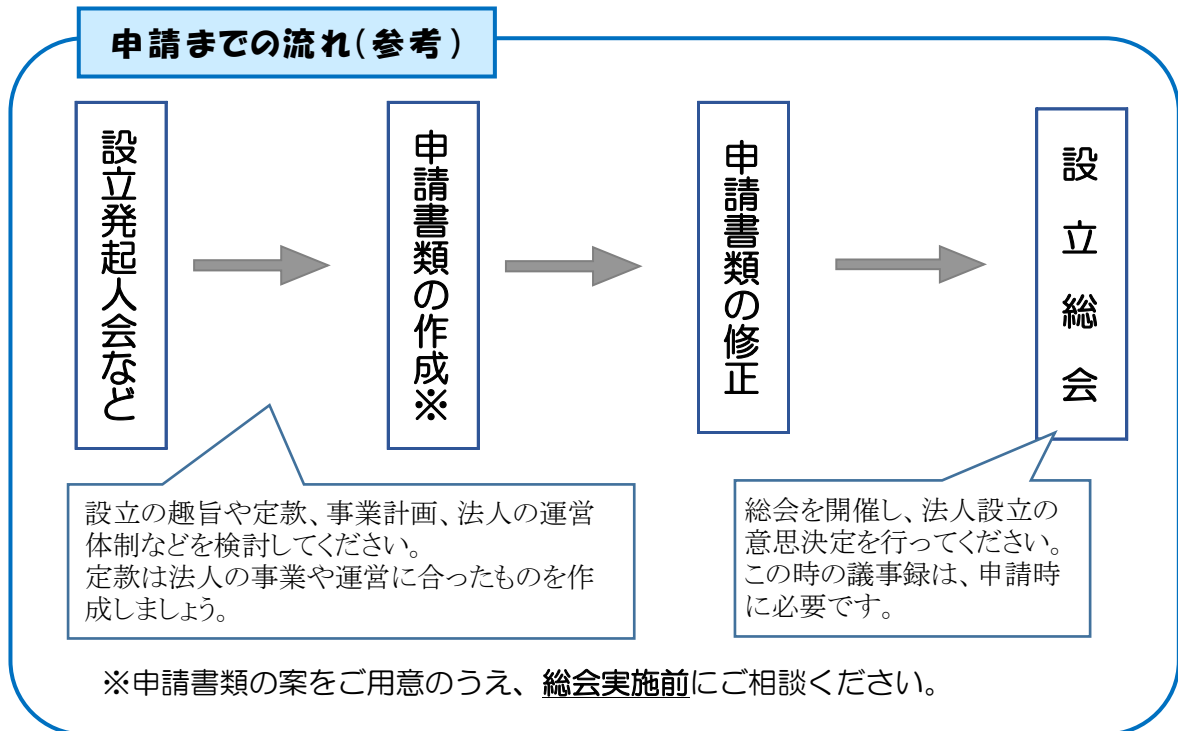
- ① 次に該当する活動であること。
 - 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 観光の振興を図る活動
 - 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 7 環境の保全を図る活動
 - 8 災害救援活動
 - 9 地域安全活動
 - 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 11 国際協力の活動
 - 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 13 子どもの健全育成を図る活動
 - 14 情報化社会の発展を図る活動
 - 15 科学技術の振興を図る活動
 - 16 経済活動の活性化を図る活動
 - 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 18 消費者の保護を図る活動
 - 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること。

※1 社員とは、法人の構成員のことであり、特定非営利活動法人の最高意思決定機関である社員総会において議決権を持つ者のことをいいます。

※2 特定非営利活動法人の役員は理事と監事の2種類のみをいい、必ず理事3名以上及び監事1名以上を置かなければなりません。

設立するにはどうすればいいですか？

特定非営利活動法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を香川県（高松市のみには事務所を置く団体については高松市）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。その後、法務局で法人登記することにより法人として成立することになります。



申請に必要な書類

- ・ 特定非営利活動法人設立認証申請書 1部
- ・ 定款 2部
- ・ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
- ・ 就任承諾及び誓約書のコピー 各1部
- ・ 役員の住所又は居所を証する書面（住民票） 各1部
- ・ 社員のうち10人以上の者の名簿 1部
- ・ 確認書 1部
- ・ 設立趣旨書 2部
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録のコピー 1部
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2事業年度分)各2部
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2事業年度分)各2部

定款はどうやって作ればいいですか？

- 定款は、法人の目的や活動、運営などについて定めた規定で、法人の活動について基本的な事項を定めたものです。
- 定款には、NPO法により必ず記載しなければならない事項が定められており、その事項の記載がない場合や、記載内容が適法でない場合は所轄庁の認証を受けることはできません。
- 県のホームページに定款作成マニュアル及び定款の例を掲載していますので参考に作成してください。また、作成に当たっては、参考例をそのまま使用せず、法人の事業及び運営体制に合ったものを作成してください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/houjin/sub1.html>



法人設立後の義務は何ですか？

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表等の書類を作成し所轄庁に提出するとともに、役員名簿及び定款等とあわせて事務所に備え置いて、法人の社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、これらの書類は、所轄庁において、一般県民の閲覧に供するとともに、謄写の請求があった場合にはコピーさせます。

さらに、毎事業年度終了後、作成した貸借対照表を、特定の方法※の中から定款で定めた方法により、公告をすることが必要となります。

※①官報に定める方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告 ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法 の4つ。

(2) 納 税

法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては、課税されることとなります。課税される場合の適用税率は、株式会社等の普通法人と同じです。

法人県民税の法人税割及び法人事業税も、上記の収益事業から生じた所得に対しては課税されます。また、法人県民税の均等割は、所得の有無にかかわらず原則として課税されますが、香川県では、法人税法上の収益事業を行っていない場合は、申請により、均等割が減免されます。加えて、収益事業を行うNPO法人についても、設立から3年以内に終了する事業年度のうち、収益事業にかかる所得金額が計上されない事業年度に限り、申請により、均等割が減免されます。

法人市町民税については、事務所が所在する市町の税務担当課にお問い合わせください。

※その他にも、資産の取得や所有により、不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、自動車税などが課税されます。

(3) 登 記

NPO法人は設立の登記により成立しますが、その後も登記事項（組合等登記令第2条）に変更が生じた場合は、その都度、変更の登記をする必要があります。

特に、「代表者（理事長等）」は、異動や住所の変更だけでなく、任期満了に伴う再任の場合も変更の登記が必要です。

設立認証申請書提出チェックリスト

		チェック
①特定非営利活動法人設立認証申請書（1部）		<input type="checkbox"/>
申請者情報	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 の記載があるか	<input type="checkbox"/>
法人名	定款と一致（例：特定非営利活動法人〇〇〇）	<input type="checkbox"/>
事務所の所在地	字地番まで正確に記載しているか	<input type="checkbox"/>
目的	定款と一致（完全一致）	<input type="checkbox"/>
②定款（2部） 縦覧書類		<input type="checkbox"/>
名称	登記不可な文字が含まれていないか	<input type="checkbox"/>
所在地	申請書と一致（市町までの記載も可）	<input type="checkbox"/>
目的	対象と内容の記載があるか ※どのような対象にどのような内容の事業を行うのかを記載	<input type="checkbox"/>
活動の種類	法第2条の別表と一致（複数選択可）	<input type="checkbox"/>
事業の種類	実施しようとする具体的な事業内容を記載 活動計画書、予算書との整合性はとれているか ※その他事業有の場合、特に注意	<input type="checkbox"/>
会員の種別	社員となる会員が明確に規定されているか	<input type="checkbox"/>
会員の資格の得喪	社員の入退会に不当な条件がないか	<input type="checkbox"/>
役員の数	<input type="checkbox"/> 理事3人以上 <input type="checkbox"/> 監事1人以上	<input type="checkbox"/>
役員の任期	役員の任期（2年以内）を明確に定めているか （伸長規定有の場合）役員を総会で選任している	<input type="checkbox"/>
総会の開催	年1回以上開催しているか 開催通知は5日以上前となっているか ※定款の定めがあれば、Eメールなどでの通知も可。ただし、全社員に確実に通知できる方法であること。	<input type="checkbox"/>
総会の決議	<input type="checkbox"/> 定款の変更 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併 が総会の議決である	<input type="checkbox"/>
公告	公告の方法についての記載があるか	<input type="checkbox"/>
附則	設立当初の役員の記載があるか	<input type="checkbox"/>
③役員名簿（2部） 縦覧書類		<input type="checkbox"/>
全員の役名及び氏名、住所・居所、報酬の有無が記載されているか		<input type="checkbox"/>
報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下となっているか		<input type="checkbox"/>
④就任承諾及び誓約書のコピー（各1部）		<input type="checkbox"/>
設立当初の役員全員分が添付されているか		<input type="checkbox"/>
⑤役員の住所又は居所を証する書類（各1部）		<input type="checkbox"/>
県が住民基本台帳ネットワークで氏名、住所等を確認できる役員は、書面の添付を省略可 住民票を添付する場合、コピーは不可		<input type="checkbox"/>
⑥社員10人以上の者の名簿（1部）		<input type="checkbox"/>
⑦確認書（1部）		<input type="checkbox"/>
⑧設立趣旨書（2部） 縦覧書類		<input type="checkbox"/>
⑨設立についての意思の決定を証する議事録のコピー（1部）		<input type="checkbox"/>
⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（各2部） 縦覧書類		<input type="checkbox"/>
⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（各2部） 縦覧書類		<input type="checkbox"/>

(参考)

法人名	NPO法人	一般社団法人	一般財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法 (通称：NPO法)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	
性格	非営利(余剰金の分配を目的としない)		
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表19分野)を主たる目的	目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業等可	
設立方法	所轄庁の認証後に登記して設立	登記(定款に公証人の認証が必要)	
設立要件	社員10人以上(常時)	社員2人以上	設立者1人以上
役員数	理事3名以上 監事1名以上	理事1名以上(ただし、理事会を設置する場合は監事1名の選任が必要) 非営利型※の場合は理事3名以上	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上
資本金	—	—	拠出財産300万円以上
意思決定機関	社員総会	社員総会	評議員会
法人税	収益事業に対し課税	全所得に課税	全所得に課税
設立に要する費用	不要	約11万円(登録免許税+公証役場での定款認証手数料)	
所轄庁	県 (※高松市にのみ事業所がある場合、書類の提出先は高松市となります)	—	

※非営利型：一般社団法人・一般財団法人には、一定の要件を満たせば法人税法上、法人税が収益事業のみに対し課税される「非営利型」があります。

相 談 窓 口

法人の設立について	香川県男女参画・県民活動課 087-832-3174 ※高松市のみに事業所を置く場合は 高松市男女共同参画・協働推進課087-839-2275
法人の登記について	高松法務局 本局 TEL 087-821-6191
法人税について	法人の事務所の所在地を管轄する税務署
香川県税について	香川県税事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・法人県民税については <ul style="list-style-type: none"> …………… 法人県民税担当 TEL 087-806-0309 ・不動産取得税については <ul style="list-style-type: none"> ……… 不動産取得税担当 TEL 087-806-0313 ・自動車取得税については <ul style="list-style-type: none"> (自動車税課) 高松市鬼無町佐藤 20 番地 10 <ul style="list-style-type: none"> …………… 証紙徴収担当 TEL 087-881-3858
市町税について	法人の事務所が所在する市町の税務担当課
社会保険について	法人の事務所を所轄する年金事務所
労働保険について	法人の事務所を所轄する労働基準監督署
雇用保険について	法人の事務所を所轄する公共職業安定所